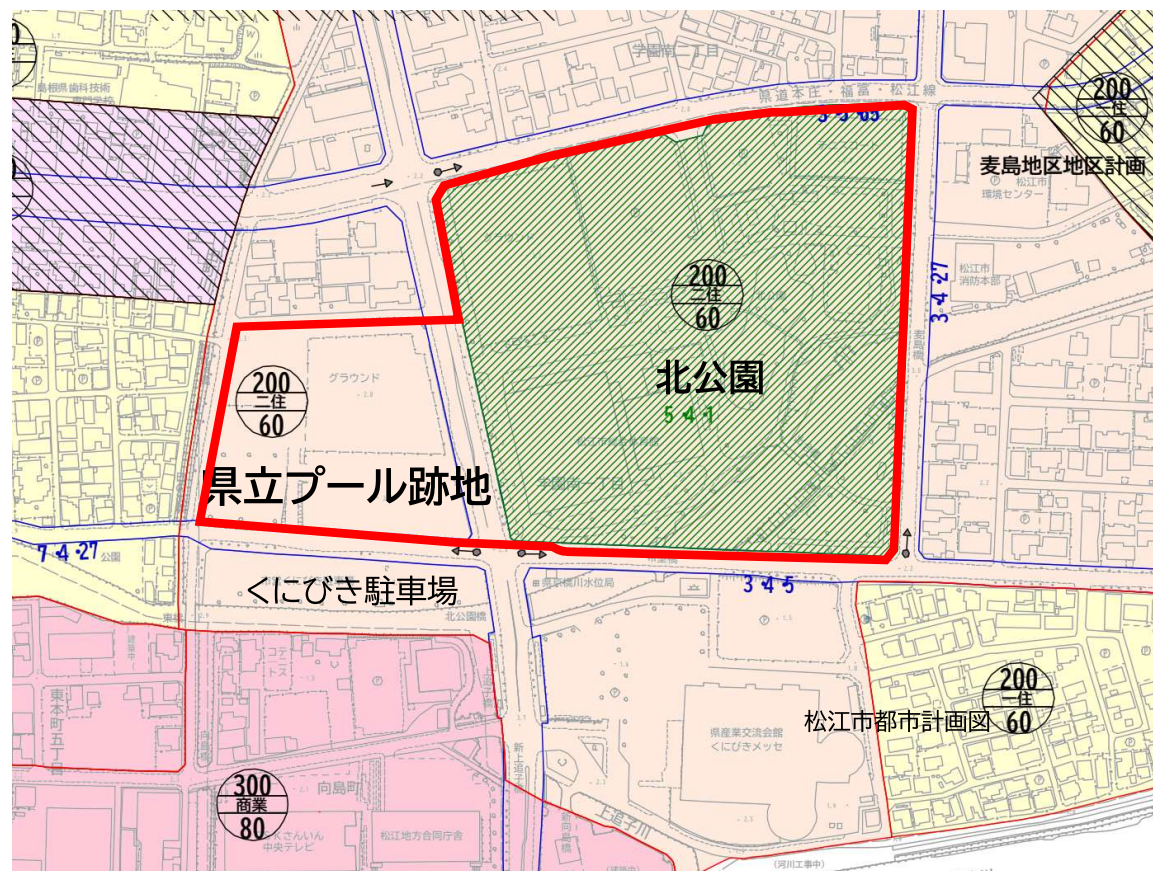
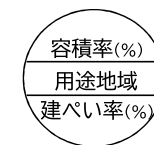


※ 参考資料 総合体育館周辺の土地利用制限について

都市計画用途地域



- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 地区計画区域
- 都市計画公園緑地墓園



用途制限

用途	一住	二住	近商	商業
店舗	3,000㎡以下	10,000㎡以下	○	○
店舗(深夜酒類提供)	×	×	○	○
事務所	3,000㎡以下	○	○	○
遊戯施設 (ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等)	3,000㎡以下	○	○	○
遊戯施設 (カラオケボックス等)	×	10,000㎡以下	○	○
遊戯施設 (麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券販売所等)	×	10,000㎡以下	○	○
遊戯施設 (劇場、映画館、演芸場、観覧場)	×	×	○	○

①県立プール跡地 : 都市計画用途地域で**第二種住居地域**として定められています。

②北公園 : 「都市公園法」・「都市公園法施工令」・「松江市都市公園条例」にて、北公園内の建築物の建ぺい率の制限が12%と定められています。総合体育館アリーナと増築予定の建築面積を合わせると概ね12%となります。
上記のことから、新たに北公園部分には、**建築物(屋根・壁あり)**は建てられません。